

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る業務規程

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る実施細則

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価委員会の設置に関する規程

平成20年8月

危険物保安技術協会

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る
防災要員の減員の計画等の評価に係る
業務規程

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る業務規程

平成20年8月13日危保規程第9号

第1条 目的

この規程は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年12月17日法律第84号)に基づき、特定事業所の自衛防災組織(共同防災組織及び広域共同防災組織を含む。以下同じ。)に配備される大容量泡放水砲等に関し、大容量泡放水砲等の配置の状況等から防災要員の有効な減員効果を評価するとともに、併せて、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具を装備した大容量泡放水砲等の評価を行い、特定事業所における合理的な保安対策の推進に資するため、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)が行う評価制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 用語の定義

1 大容量泡放水砲等

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和51年6月12日自治省令第17号。以下「省令」という。)第19条の2に定める大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等をいう。

2 減員の計画

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の危険物施設の配置、防災活動に必要な場所、通路、大容量泡放水砲用屋外給水施設等の配置状況に基づき、省令第17条の2第1項ただし書きの規定により、大容量泡放水砲等に必要な防災要員の人数を減じる場合であっても、大容量泡放水砲等を用いた防災活動を支障なく行うことができると考えられる減員の計画をいう。

3 省力化に資する大容量泡放水砲等

防災要員が行う防災活動における作業の省力化に資する装置・機械器具等を装備した大容量泡放水砲等をいう。

第3条 評価の対象及び業務

この評価制度の対象は、①大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の減員の計画及び②省力化に資する大容量泡放水砲等(以下「評価対象」という。)とし、①については、大容量泡放水砲等の配置の状況その他の事情を勘案し計画の妥当性を、②については、その有する操作・監視機能の特性から省力化に係る操作性、信頼性、安全性等を評価する。

第4条 評価委員会

- 1 評価の公正かつ効率的な実施を図るため、協会に大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 評価の申請

- 1 評価を受けようとする者は、評価申請書に関係書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。
- 2 申請の区分
申請の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 減員の計画
 - (2) 省力化に資する大容量泡放水砲等
- 3 評価の申請者
評価の申請者は、次のとおりとする。
 - (1) 前項(1)にあつては、大容量泡放水砲等を導入する特定事業者（共同防災組織及び広域共同防災組織を代表する者を含む。以下同じ。）
 - (2) 前項(2)にあつては、省力化に資する大容量泡放水砲等の製造者等（輸入業者を含む。）又は当該省力化に資する大容量泡放水砲等を導入する特定事業者
- 4 評価に必要な申請書の様式及び評価に必要な関係書類は、細則で定める。

第6条 審査

理事長は、申請のあつた評価対象について、書類審査及び現地調査等の必要な審査を行うものとする。

第7条 審査の諮問等

- 1 理事長は、委員会での審査が必要であると認められる場合は、委員会に諮問する。
- 2 委員会は、諮問のあつた事項について審査等を行い、その結果に意見を付して理事長に報告しなければならない。

第8条 評価及び結果通知

理事長は、第6条の審査及び第7条の諮問等に基づき評価を行い、申請者に対し文書により評価結果を通知する。

第9条 評価確認書

理事長は、第5条第3項(2)の申請により、省力化に資する大容量泡放水砲等の評価確認書を交付することができる。

第10条 定期調査

理事長は、評価を行った大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の減員の計画について、5年を超えない範囲内で別に定める時期ごとに現地調査（以下「定期調査」という。）を実施する。

第11条 変更

減員の計画又は省力化に資する大容量泡放水砲等の有効な評価を受けた者が、評価

の有効性など当該評価に係る重要な要件に関し変更を行なおうとする場合は、あらかじめ理事長に重変更又は軽変更の申請を行い、その承認を受けなければならない。

第12条 評価の取消し

- 1 理事長は、評価を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該評価を取り消すことができる。
 - (1) 不正な手段により評価を受けたとき。
 - (2) 第11条の規定による変更申請を行い、承認を受けなかったとき。
 - (3) 第10条の規定による定期調査を受けなかったとき。
 - (4) 評価の際に付された条件に違背する事項があると認められたとき。
- 2 理事長は、前項の規定により評価を取り消したときは、その旨を当該評価を受けた者に通知する。

第13条 立入調査等

理事長は、この規程による評価の実施に関し必要な限度において、当該評価を受けた者に連絡のうえ、立入調査を実施し、又は資料の提出若しくは報告を求めることができる。この場合において、当該評価を受けた者は、これに協力しなければならない。

第14条 試験等の委託

理事長は、必要があるときは、この規程による評価に係る業務の一部を他に委託することができる。

第15条 手数料

- 1 手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、現地調査が必要な場合の手数料の額は、この額に次項に定める旅費等の額を加算した額とする。
 - (1) 第3条に定める評価
評価対象ごとに、①に規定する評価にあつては別表第1、②に規定する評価にあつては別表第2に定める手数料の額
 - (2) 第9条に定める評価確認書の交付
1部につき10,000円
 - (3) 第10条に定める定期調査
300,000円
 - (4) 第11条に定める変更
 - ア 重変更の場合
(1)の額に0.7を乗じた額
 - イ 軽変更（ア以外のもの）の場合
100,000円
- 2 旅費等の額
 - (1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日 当

1日につき 2, 200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10, 900円

乙地方 1日につき 9, 800円

ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

(2) 海外で行う現地調査に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、実費を勘案して理事長が別に定める。

(3) 海外で行う現地調査に必要と認められる旅費以外の経費は、実費を勘案して理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 大容量泡放射システムの有効性評価に係る業務規程（平成19年11月7日危保規程第6号）第4に基づき評価を申請し、又は第6に基づき評価の結果の通知を受けた特定事業者（共同防災組織又は広域共同防災組織にあつては、これらを構成する特定事業者を含む。）に関する手数料の額については、第1項の規定に係わらず、理事長が別に定めるところによることができる。

5 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

第16条 法人名称等の変更の届出

評価対象の評価を受けた者は、その氏名（法人にあつては、その名称）又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

第17条 合併等に伴う評価の取り扱い

評価対象の評価を受けた者に合併等（譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割）があつたときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。なお、この場合において、評価対象の省力化又は減員の有効性など当該評価に係る重要な要件に関する変更であると認められる場合には、第11条に基づく変更として取り扱うものとする。

第18条 その他

1 理事長は、評価を行った場合は、当該評価を受けた特定事業者の名称等について関係する都道府県及び市町村に対し情報の提供を行う。

なお、第11条により変更の承認を行った場合についても同様とする。

2 理事長は、評価の取消しを行った場合は、当該評価の取消しを受けた特定事業者の名称等について関係する都道府県及び市町村に対し情報の提供を行う。

3 理事長は、この規程に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、細則に定める。

附 則

この業務規程は、平成20年8月13日から施行する。

別表第 1

基礎審査料（減員する人数が10人までの計画）	800,000円
減員する人数が10人を超える場合は、1人増えるごとに右の額を加算する	50,000円

別表第 2

ポンプ	各1機種につき
混合装置	200,000円
その他の省力化に資する装置	審査内容に応じ、理事長が別に定める額

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る
防災要員の減員の計画等の評価に係る
実施細則

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る実施細則

平成20年8月13日危保細則第2号

第1条 目的

この細則は、大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る業務規程（平成20年8月13日危保規程第9号（以下「規程」という。））に基づき、大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の減員の計画及び省力化に資する大容量泡放水砲等の評価に関し必要な細目を定めることを目的とする。

第2条 申請の受理

申請を受理するにあたっては、規程第1条に定める本評価制度の目的に照らし評価の対象とすることが妥当であることを確認するものとする。

第3条 申請書類

1 規程第5条第2項(1)の評価の申請は、様式第1の1によるものとし、添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 省力化に資する大容量泡放水砲等の評価確認書の写し
- (2) 減員の計画に係る書類

減員の計画においては、次に定める事項について確認ができる書類を添付すること。

ア 様式1の2による、減員の計画に係る防災要員数一覧

イ 省力化に資する大容量泡放水砲等の特性に基づき防災要員を減じた後においても、防災要員が行う操作・監視等についての確かつ安全に行うことができること

ウ 大容量泡放水砲等の防災資機材等の配置状況等に基づき防災要員を減じた後においても、防災要員が行う操作・監視等についての確かつ安全に行うことができること

エ 防災要員を減じた後においても、補助要員への指示及び安全管理、他の防災資機材等の防災要員との連絡調整について、迅速かつ確実に行うことができる態勢が確保されていること

(3) 特定事業所の状況に係る図書

ア 危険物施設等の状況（施設区分、危険物の種類等）

イ 大容量泡放水砲等の活動場所の状況

ウ 特定通路等の状況

エ 大容量泡放水砲用屋外給水施設の配置、能力等

オ 防災要員等の現況届出の写し

カ 大容量泡放水砲等を運用する防災要員等の教育体制及び訓練計画等

(4) その他評価に必要な資料

2 規程第5条第2項(2)の評価の申請は、様式第1の3によるものとし、添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 省力化に資する大容量泡放水砲等の仕様

(2) 省力化に資する大容量泡放水砲等に設けられた装置、機械器具の機能又は操作性（仕様、使用方法、信頼性、機能試験結果等）について説明する資料

(3) その他評価に必要な資料

3 規程第9条の評価確認書の申請は、様式第2によるものとする。

4 規程第10条の定期調査の申請は、様式第3によるものとし、添付する関係書類は、第3条第1項に準ずるものとする。

5 規程第11条の変更の申請は、様式第4の1、第4の2、第5の1又は第5の2によるものとし、関係書類は、第3条第1項又は第3条第2項に準じる。なお、変更のない関係書類については省略することができる。

第4条 評価結果通知等

1 規程第8条の評価結果通知書は、様式第6の1又は第6の2によるものとする。

2 規程第10条の定期調査結果通知書は、様式第7によるものとする。

3 規程第11条の変更に係る変更承認結果通知は、様式第8の1、第8の2、第9の1又は第9の2によるものとする。

第5条 評価確認書

規程第9条の評価確認書は、様式第10によるものとする。

第6条 定期調査

規程第10条の定期調査の時期は、評価結果の通知を行った日又は前回の定期調査を実施した日から起算して5年以内とする。ただし、5年を経過した時期に、大容量泡放水砲等を配備しなければならない浮き屋根式屋外貯蔵タンクの使用を休止している場合は、当該タンクの使用を再開する前とする。

第7条 変更

規程第11条に定める重変更及び軽変更は次によるものとする。

1 重変更

重変更は、変更の内容が、①減員の計画及び②省力化に資する大容量泡放水砲等について、減員及び省力化の有効性等に重大な影響を及ぼすものをいい、①の変更については、その例を次に掲げる。なお、必要に応じ現地調査及び大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価委員会の審査等を行う。

(1) 防災要員の人数の算定基準となる浮き屋根式屋外貯蔵タンクの新設、変更等

(2) 防災要員を減じる根拠となる大容量泡放水砲等の配置状況の変更等

(3) ホース展張に使用する特定通路等の新設、撤去等

(4) 大容量泡放水砲用屋外給水施設の新設、移設等

(5) 大容量泡放水砲等の変更等

2 軽変更

軽変更は、次に掲げるものをいう。なお、必要に応じ現地調査を行うことができる。

(1) 減員の計画の場合

- 減員の計画の変更で、重変更に該当しないもの
- (2) 省力化に資する大容量泡放水砲等の場合
省力化の有効性等に重大な影響を及ぼさないもの

第 8 条 届出等

規程第 16 条及び第 17 条の届け出は、様式第 11 又は第 12 によるものとする。

附 則

この細則は、平成 20 年 8 月 13 日から施行する。

様式第1の1（第3条第1項関係）

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画評価申請書

年 月 日				
危険物保安技術協会 理事長 殿				
申請者 住 所 氏 名				
〔法人にあってはその名称〕 及び代表者の氏名				印
（担当者 所属 電話 ）				
大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の評価を受けたいので、次の とおり申請します。				
特定事業所等の 所在地及び名称	住 所	〒		
	名 称			
広域共同防災組織又は共同 防災組織の構成事業所の所 在地及び名称				
評価を受け ている省力 化に資する 大容量泡放 水砲等	評価年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	評価番号	第 号	第 号	第 号
	大容量泡放水砲等の種別			
減員の計画の概要				
※ 受 付		※ 手 数 料 等		※ 備 考

- 備考1. 特定事業所等の所在地及び名称の欄は、広域共同防災組織又は共同防災組織にあっては、当該防災組織の名称を記載すること。
2. 広域共同防災組織又は共同防災組織の構成事業所の所在地及び名称の欄は、記載できない場合にあっては、別紙として添付すること。
3. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
4. 申請書は正副2通を提出すること。
5. ※印欄は記入しないこと。

様式第1の2（第3条第1項関係）

減員の計画に係る防災要員数一覧

平成 年 月 日現在

特 定 事 業 所 名 称		統括する防災要員	大容量泡放水砲	ポンプ						混合装置	ホース	合計
				主ポンプ		水中ポンプ		中継ポンプ				
数量等			基	台		台		台		台	m	
防災要員の任務				操作	監視	操作	監視	操作	監視	操作	監視	監視
法定	防災要員数											
	計											
減員計画	防災要員数											
	計											
減員	減員数											
	計											
特記事項												

- 備考1. 減員の計画防災要員数が法定防災要員数を超える場合には、減員数は0とする。
 2. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第3条第4項関係）

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の定期調査申請書

年 月 日 危険物保安技術協会 理事長 殿		
申請者 住 所 氏 名		
[法人にあってはその名称 及び代表者の氏名]		
印		
(担当者 所属 電話)		
大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の定期調査を受けたいので、 次のとおり申請します。		
特定事業所等の 所在地及び名称	住 所 名 称	〒
評価年月日・評価番号		年 月 日 第 号
前回定期調査年月日		年 月 日
その他必要な事項		
※ 受 付	※ 手 数 料 等	※ 備 考

- 備考1. 特定事業所等の所在地及び名称の欄は、広域共同防災組織又は共同防災組織にあっては、当該防災組織の名称を記載すること。
2. 評価年月日・評価番号の欄には、初めて評価を受けたときの評価年月日及び評価番号（末尾が00号となる評価番号）を記載すること。
3. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
4. 申請書は正副2通を提出すること。
5. ※印欄は記入しないこと。

様式第4の1（第3条第5項関係）

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の重変更に係る承認申請書

年 月 日	
危険物保安技術協会 理事長 殿	
申請者 住 所 氏 名	
[法人にあつてはその名称 及び代表者の氏名]	
印	
(担当者 所属 電話)	
大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の重変更に係る承認を受けたいので、 次のとおり申請します。	
特定事業所等の 所在地及び名称	住 所 名 称
評価年月日・評価番号	〒 年 月 日 第 号
変 更 内 容	
その他必要な事項	
※ 受 付	※ 手 数 料 等
※ 備 考	

- 備考1. 特定事業所等の所在地及び名称の欄は、広域共同防災組織又は共同防災組織にあつては、当該防災組織の名称を記載すること。
2. 評価年月日・評価番号の欄には、初めて評価を受けたときの評価年月日及び評価番号（末尾が-00号となる評価番号）を記載すること。
3. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
4. 申請書は正副2通を提出すること。
5. ※印欄は記入しないこと。

様式第5の1（第3条第5項関係）

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の軽変更に係る承認申請書

年 月 日					
危険物保安技術協会 理事長 殿					
申請者 住 所 氏 名					
(法人にあってはその名称 及び代表者の氏名)					
印					
(担当者 所属 電話)					
大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の軽変更に係る承認を受けたい ので、次のとおり申請します。					
特定事業所等の 所在地及び名称	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td></td> </tr> </table>	住 所	〒	名 称	
住 所	〒				
名 称					
評価年月日・評価番号	年 月 日 第 号				
変 更 内 容					
その他必要な事項					
※ 受 付	※ 手 数 料 等				
※ 備 考					

- 備考1. 特定事業所等の所在地及び名称の欄は、広域共同防災組織又は共同防災組織にあっては、当該防災組織の名称を記載すること。
2. 評価年月日・評価番号の欄には、初めて評価を受けたときの評価年月日及び評価番号（末尾が00号となる評価番号）を記載すること。
3. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
4. 申請書は正副2通を提出すること。
5. ※印欄は記入しないこと。

様式第6の1（第4条第1項関係）

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の評価結果通知書

第 年 月 日 号		
殿		
危険物保安技術協会 理事長 印		
年 月 日付で申請のあった評価については [適正、不適正] と認められる ので通知します。		
特定事業所等の 所在地及び名称	住 所	〒
	名 称	
評 価 年 月 日	年 月 日	
評 価 番 号	第 号	
確 認 年 月 日		
その他必要な事項		

備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7（第4条第2項関係）

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の定期調査結果通知書

第 年 月 日 号					
殿					
危険物保安技術協会 理事長					
印					
年 月 日付で申請のあった定期調査の結果については [適正、不適正] と認められるので通知します。					
特定事業所等の所在地及び名称	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;">〒</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住所	〒	名称	
住所	〒				
名称					
評価年月日	年 月 日				
評価番号	第 号				
確認年月日					
その他必要な事項					

備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8の1（第4条第3項関係）

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の重変更結果通知書

第 年 月 日 号					
殿					
危険物保安技術協会 理事長					
印					
年 月 日付で申請のあった重変更については [適正、不適正] と認められる ので通知します。					
特定事業所等の 所在地及び名称	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">〒</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住 所	〒	名 称	
住 所	〒				
名 称					
評 価 年 月 日	年 月 日				
評 価 番 号	第 号				
確 認 年 月 日					
その他必要な事項					

備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9の1（第4条第3項関係）

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所等の減員の計画の軽変更結果通知書

第 年 月 日 号					
殿					
危険物保安技術協会 理事長					
印					
年 月 日付で申請のあった軽変更については [適正、不適正] と認められる ので通知します。					
特定事業所等の 所在地及び名称	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">〒</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住 所	〒	名 称	
住 所	〒				
名 称					
評 価 年 月 日	年 月 日				
評 価 番 号	第 号				
確 認 年 月 日					
その他必要な事項					

備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 11 (第 8 条関係)

法人名称等の変更の届出

年 月 日					
危険物保安技術協会 理事長 殿					
届出者 住 所 氏 名					
(法人にあってはその名称 及び代表者の氏名)					
印					
(担当者 所属 電話)					
法人名称等に変更があったので、次のとおり届け出ます。					
変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">変更前の名称及び住所</td> <td style="padding: 5px;">〒</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変更後の名称及び住所</td> <td style="padding: 5px;">〒</td> </tr> </table>	変更前の名称及び住所	〒	変更後の名称及び住所	〒
変更前の名称及び住所	〒				
変更後の名称及び住所	〒				
変更年月日	年 月 日				
その他必要な事項					
*受 付 欄	*備 考				

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、正副 2 通を提出すること。
 2. *印の欄には、記載しないこと。
 3. 変更を証明する資料を添付すること。

様式第 12 (第 8 関係)

合併等に伴う届出

危険物保安技術協会 理事長 殿	年 月 日
届出者 住 所 氏 名	(法人にあってはその名称 及び代表者の氏名)
(担当者 所属 電話)	印
合併等があったので、次のとおり届け出ます。	
合併等の内容	譲り受け ・ 借り受け ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割
合併等変更前の事業所の名称及び住所	〒
合併等変更後の事業所の名称及び住所	〒
合併等があった年月日	年 月 日
その他必要な事項	
*受 付 欄	*備 考

- 備考 1. 合併等の内容の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 2. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、正副 2 通を提出すること。
 3. *印の欄には、記載しないこと。
 4. 合併等を証明する資料を添付すること。

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る
防災要員の減員の計画等の評価委員会
の設置に関する規程

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価委員会の設置に関する規程

平成20年8月13日危保規程第10号

第1条 設置

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る業務規程（平成20年8月13日危保規程第9号（以下「業務規程」という。））第4条に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）に、大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 所掌事務

- 1 委員会は、協会の理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、業務規程第3条に定める評価対象の①大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の防災要員の減員の計画及び②省力化に資する装置・機械器具等を装備した大容量泡放水砲用防災資機材等の有効性についての審査を行い、その結果に意見を添えて理事長に報告する。
- 2 委員会は次の事項について評価する。
 - (1) 大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の減員の計画に係る妥当性
 - (2) 省力化に資する大容量泡放水砲等の有する操作・監視機能の特性から省力化に係る操作性、信頼性、安全性等

第3条 組織

- 1 委員会は、委員をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから、理事長が委嘱する。

第4条 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、特定の評価対象の審査等のため委嘱された特別委員にあっては、この限りでない。
- 2 委員は、再任を妨げない。

第5条 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、評価に際し必要と認められる場合には、関係する行政機関の職員に対して委員会への出席を求めることができる。

第6条 委員会

委員会は、諮問のあった事項について審査等を行い、その結果に意見を付して理事長に報告しなければならない。

第7条 庶務

委員会に係る庶務は、協会業務企画部が行う。

第8条 その他

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成20年8月13日から施行する。

発行年月 平成20年8月

発行者 危険物保安技術協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
神谷町セントラルプレイス

TEL 03 (3436) 2353

FAX 03 (3436) 2251